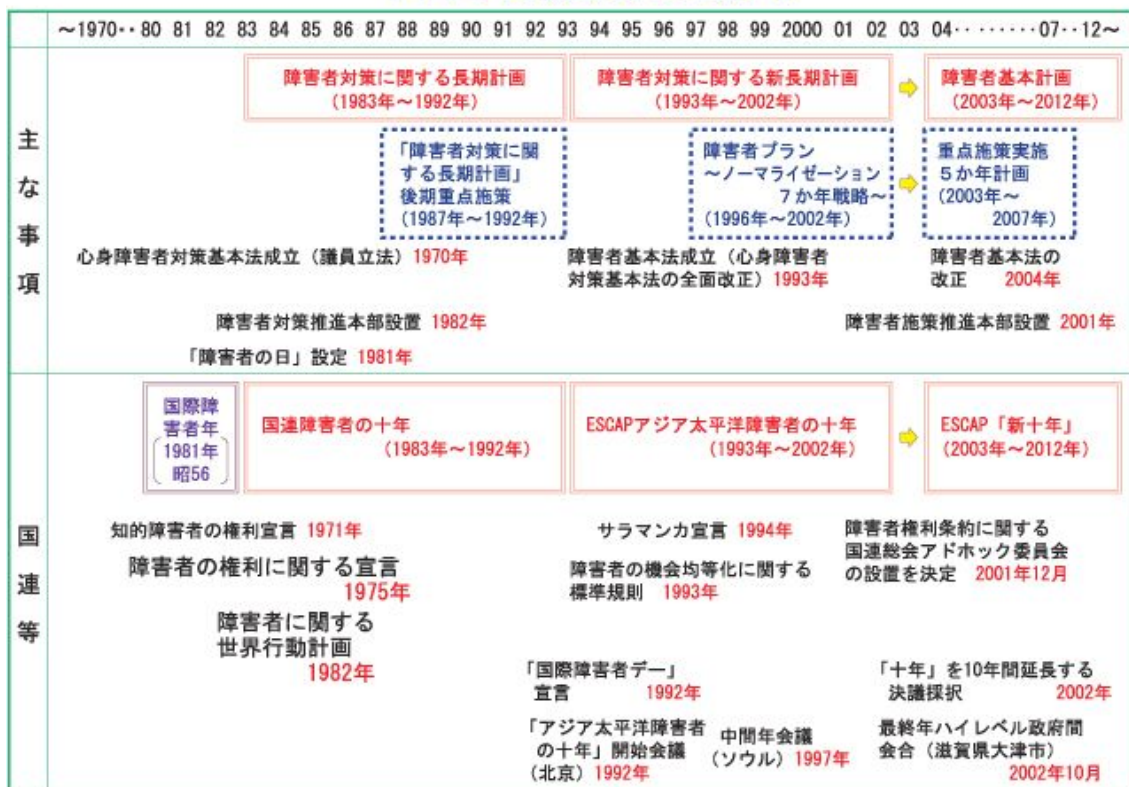


「障害者施策の動向(1970年度～2005年度)」を図表で理解する

(1)1970年度～2004年度の障害者施策の動向

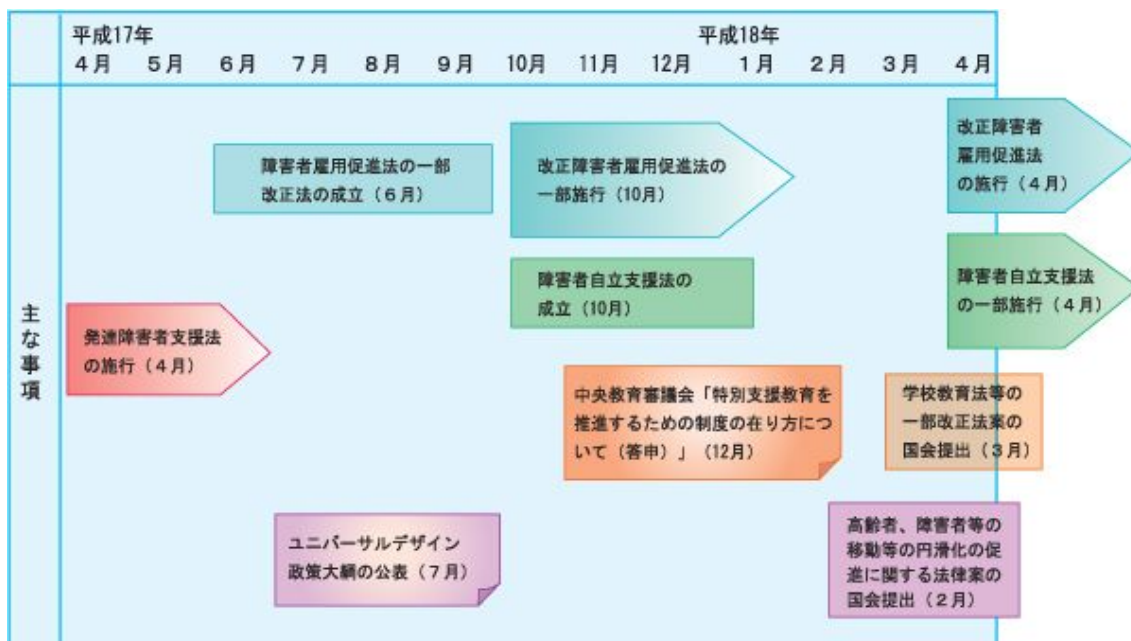
資料:内閣府

障害者施策の動向



(2)2005年度における重要な障害者施策

資料:2006年障害者白書



①発達障害者支援法(新法)

資料:厚生労働省

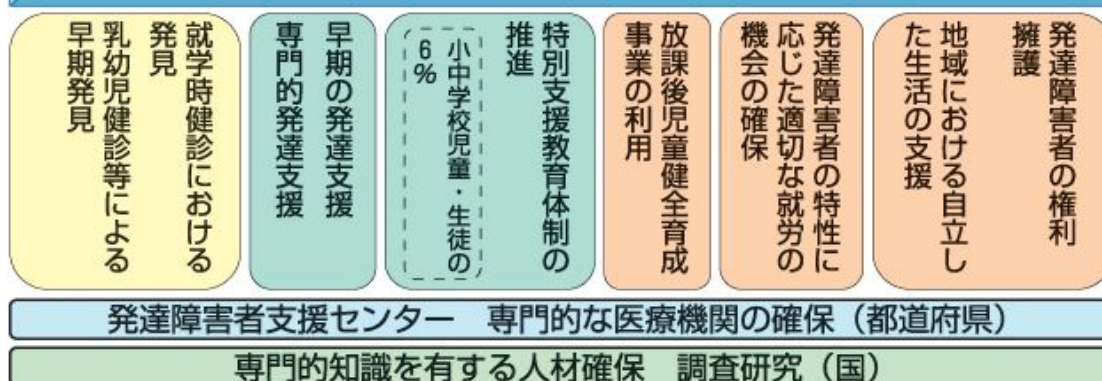
発達障害者支援法のねらいと概要

I ねらい

- 発達障害の定義と発達障害への理解の促進
- 発達障害者に対する生活全般にわたる支援の促進
- 発達障害者支援を担当する部局相互の緊密な連携の確保

II 概要

定義：発達障害＝広汎性発達障害(自閉症等)、学習障害、注意欠陥多動性障害等、通常低年齢で発現する脳機能の障害



LD, ADHD, 高機能自閉症の定義

〈学習障害(LD: Learning Disabilities)〉

学習障害とは、基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な障害を指すものである。学習障害は、その原因として、中枢神経系に何らかの機能障害があると推定されるが、視覚障害、聴覚障害、知的障害、情緒障害などの障害や、環境的な要因が直接の原因となるものではない。

〈注意欠陥／多動性障害(ADHD: Attention-Deficit/Hyperactivity Disorder)〉

ADHD とは、年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、及び／又は衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすものである。また、7歳以前に現れ、その状態が継続し、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

〈高機能自閉症〉

高機能自閉症とは、3歳位までに現れ、(1)他人との社会的関係の形成の困難さ、(2)言葉の発達の遅れ、(3)興味や関心が狭く、特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害である自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないものをいう。また、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

資料:文部科学省の調査研究協力者会議の報告による定義、2006年障害者白書

障害者雇用促進法の改正の概要

働く障害者、働くことを希望する障害者を支援するため、障害者の就業機会拡大を目的とした各種施策を推進するべく、障害者雇用促進法が改正されました(平成17年法律第81号)。

障害者の就業機会の拡大をめざして

精神障害者に対する雇用対策の強化

- 精神障害者(精神障害者保健福祉手帳所持者)を雇用率の算定対象にします(法定雇用率は現行(1.8%)通り)。

在宅就業障害者に対する支援

- 自宅等で就業する障害者を支援するため、企業が仕事を発注することを奨励します(発注元企業に特例調整金等(障害者雇用納付金制度)を支給)。
- 企業が在宅就業支援団体を介して在宅就業障害者に仕事を発注する場合にも、特例調整金等を支給します。

障害者福祉施策との有機的な連携

- 障害福祉施設体系の改革とあいまって、障害者雇用促進施策と障害者福祉施策の有機的な連携を図ります。

※ 以上のほか、特例子会社に係る調整金・報奨金の支給先の範囲拡大その他所要の改正を行いました。

【施行期日】 平成18年4月1日(ただし、一部については平成17年10月1日)

③障害者自立支援法(新法)

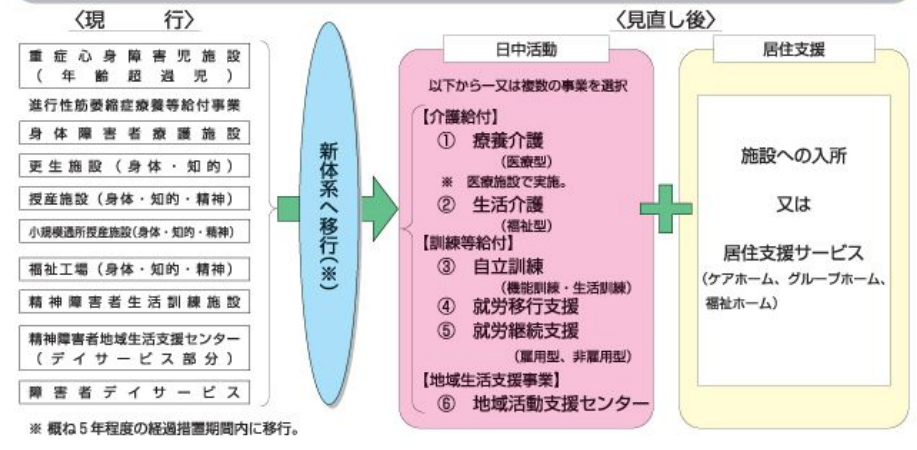
資料:厚生労働

「障害者自立支援法」のポイント



利用者本位のサービス体系へ再編

- 障害者の状態やニーズに応じた適切な支援が効率的に行われるよう、障害種別ごとに分立した33種類の既存施設・事業体系を、6つの日中活動に再編。
- ・「地域生活支援」、「就労支援」といった新たな課題に対応するため、新しい事業を制度化。
- ・24時間を通じた施設での生活から、地域と交わる暮らしへ(日中活動の場と生活の場の分離)。
- ・入所期間の長期化など、本来の施設機能と利用者の実態の乖離を解消。このため、1人1人の利用者に対し、身近なところで効果的・効率的にサービスを提供できる仕組みを構築。



④「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(バリアフリー新法)

本新法により、「交通バリアフリー法」と「ハートビル法」は廃止された。 資料:2006年障害者白書

○基本方針の策定

○主務大臣は、移動等の円滑化の促進に関する基本方針を策定

○移動等の円滑化のために施設管理者等が講ずべき措置

○これらの施設について、新設又は改良時の移動等円滑化基準への適合義務
○既存のこれらの施設について、基準適合の努力義務 等

○重点整備地区における移動等の円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な実施

○市町村は、高齢者、障害者等が生活上利用する施設を含む地区について、基本構想を作成
○公共交通事業者、道路管理者、路外駐車場管理者、公園管理者、建築物の所有者、公安委員会は、基本構想に基づき移動等の円滑化のための特定事業を実施
○重点整備地区内の駅、駅前ビル等、複数管理者が関係する経路についての協定制度 等

○住民等の計画段階からの参加の促進を図るための措置

○基本構想策定時の協議会制度の法定化
○住民等からの基本構想の作成提案制度を創設 等

⑤学校教育法(改正)

資料:文部科学省

学校教育法等の一部を改正する法律案の概要

趣旨

児童生徒等の障害の重複化に対応した適切な教育を行うため、現在の盲・聾・養護学校から障害種別を超えた特別支援学校とするなどの改正を行う。

概要

学校教育法の一部改正

- ・盲学校、聾学校、養護学校を障害種別を超えた特別支援学校に一本化。
- ・特別支援学校においては、在籍児童等の教育を行うほか、小中学校等に在籍する障害のある児童生徒等の教育について助言援助に努める旨を規定。
- ・小中学校等においては、学習障害(LD)・注意欠陥多動性障害(ADHD)等を含む障害のある児童生徒等に対して適切な教育を行うことを規定。

教育職員免許法の一部改正

- ・現在の盲・聾・養護学校ごとの教員免許状を特別支援学校の教員免許状とし、当該免許状の授与要件として、大学において修得すべき単位数等を定めるとともに、所要の経過措置を設ける。

その他関係法律の一部改正

- ・特別支援学校の創設及び特殊教育を特別支援教育に改めることに伴い、関係法律について所要の規定の整備を行う。

施行期日

平成19年4月1日